

いわての森林づくり県民税情報発信業務

企画提案審査要領

令和7年10月

岩手県

いわての森林づくり県民税情報発信業務 企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわての森林づくり県民税情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査の観点	配点	
1 企画提案内容が優れていること	本業務の趣旨・目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるとともに、誰もが理解しやすい内容となっているか。	30	60
	チラシに係る提案内容が、発想や内容に優れ、県民の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。	30	
2 業務実施に十分な体制を有すること	過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	20	20
3 見積りが適正であること	予算の範囲内で見積りが行われているか。また、積算単価、数量が適正であり、提案内容との整合性等がとれているか。	20	20
計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書及び事前にいただいた質問票への回答に基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 上記(2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（１位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。

- (5) 参加者が１者のみであった場合にも、委員会において企画提案書に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	20 点の項目	30 点の項目
非常に優れている	2 0	3 0
優れている	1 6	2 4
問題ない（中位点）	1 2	1 8
やや問題あり（一部修正が必要）	8	1 2
問題あり（大幅修正が必要）	4	6
採用できない	0	0